

# 『農泊』商標について

---

令和 3 年 5 月

**農林水産省**

**農村振興局**

**都市農村交流課**

# 『農泊』 商標の使用許諾申請手続きについて

- 『農泊』 商標の使用にあたっては、農林水産省が定める「農泊商標使用規約」に基づき、**使用許諾申請書をご提出**いただく必要があります。
- 手続きはとても簡単です。また、**使用料は無料**です。

## 【使用許諾申請のしかた】

- ① 農林水産省のホームページ（商標登録）にアクセス  
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakuishin/syouhyou.html>
- ② 掲載されている「農泊商標使用規約」をよくお読みください
- ③ 「農泊商標使用許諾申請書」に必要事項を記入し、郵送かメールで送付（※）
- ④ 農林水産省において申請書の内容を確認し、承認いたします



- ※ ただし、次のいずれかに該当する場合は、使用許諾申請及び使用許諾の手続きを省略することができます。
- ・ 関係府省庁及び地方公共団体が農泊を推進する目的で使用する場合
  - ・ 報道関係機関が報道の用に供する目的で使用する場合
  - ・ 大学その他の学術研究を目的とする機関もしくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で使用する場合

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1  
農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 農泊推進室  
(03-3502-0030 [nouhaku.shouhyou@maff.go.jp](mailto:nouhaku.shouhyou@maff.go.jp))

※ 【申請書のご提出、お問い合わせはこちらまで】

# 『農泊』 商標の使用例について

- 『農泊』 商標は、ツアー造成、プロモーション、農家民宿の開業などの**様々な場面で使われています。**
- 『農泊』を用いることで、豊かな地域資源を用いた商品・サービスといった**イメージアップが図られます。**また、多くの方に農泊を知っていただき、**農泊の普及・推進にもつながります。**

## 【『農泊』 商標を使用している例】

### 『農泊』 と銘打ったツアーの造成

地域の農林魚家民宿や体験コンテンツを盛り込んだ農泊ツアーを実施している例。ホームページを作成してPRや、集客を行っています。

### 『農泊』を用いたプロモーション、動画やパンフレットの作成

農泊の特設ページの開設。

市のホームページで農泊を紹介する動画を掲載している例。

### 名称に『農泊』を用いた農家民宿の開業

民宿の名称に『農泊』を入れ、看板も作成。

農林業等の体験ができる宿であることをPRしています。

『農泊』商標につきましては、登録をしていた個人の方から同意をいただいて、現在、農林水産省において権利を有するとともに、使用の許諾を行っているものです。

- ・平成15年 個人の方が『農泊』商標を登録（登録番号：第4721507号、指定役務：「農家による宿泊施設の提供」）
- ・平成29年 農山漁村振興交付金「農泊推進対策」をスタート
- ・平成30年 農泊の推進に資するよう、個人の方の同意をいただき『農泊』商標について農林水産省に専用使用权を設定使用規約を定めて使用の許諾を実施
- ・令和2年 「（農家による）宿泊施設の提供」以外のすべての商品・役務について、農林水産省において商標を登録（登録番号：第6215988号）

# よくあるご質問 Q & A

- 農林水産省が商標登録することにより、農泊の取り組みを第三者に制限されることを防ぎます。
- 『農泊』を商品やサービスに用いる場合には、商標権の対象になりますので**使用許諾の申請**をお願いします。

## Q. なぜ商標登録が必要？

Answer

悪意のある第三者が『農泊』という言葉を持独占的に使用すると、農泊地域が『農泊』という言葉の使用を制限されたり、使用料を請求されたりという支障が生じかねません。これを防ぐために、農林水産省が商標登録をさせていただいているものです。

## Q. 申請するメリットは？

Answer

『農泊』を用いることで、豊かな地域資源を用いた商品・サービスといったイメージアップが図られます。また、多くの方に農泊を知っていただき、農泊の普及・推進にもつながります。



## Q. 商標権の及ぶ範囲は？

Answer

『農泊』を商品や役務（サービス）に用いる場合には商標権の対象となり、使用許諾の申請が必要です。ただし、農泊に取り組む地域の担当者が単に組織名に使用する場合などには、使用許諾の対象とはなりません。

商品と『農泊』

サービスと『農泊』

組織名に『農泊』

例えば…  
『農泊まんじゅう』と名付けて販売する場合

例えば…  
『農泊ツアー』と銘打ったツアーを行う場合

例えば…  
「〇〇農泊推進協議会」という名称にする場合

使用許諾申請をお願いします

使用許諾申請は不要です

- 商標権は、文字や図形等からなる「商標」と、その商標を使用する「商品や役務」の組合せで一つの権利となっています。
- 商標登録出願を行う際は、商標登録を受けようとする「商標とともに、その商標を使用する「商品」または「役務」を指定します。（それぞれ「指定商品」、「指定役務」と言います。）
- 商標登録されると、商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標を独占的に使用できます（専用権）。また、第三者が類似する商標を使用することを排除することができます（禁止権）。